

平成 26 年 5 月 22 日

貯蓄貯金における商品名および商品内容の変更に関するお知らせ

貯蓄貯金の商品につきましては、平成 26 年 10 月 1 日（水）から、商品名および商品内容を一部変更いたします。また、既に「貯蓄貯金 30 万円 I 型」および「貯蓄貯金 10 万円 II 型」をご利用いただいているお客様は、平成 26 年 10 月 18 日（土）に自動的に変更後の商品内容へ切替いたします。

商品内容の変更については、ほぼ変更前と同内容の商品となっております。変更後の商品内容の詳細につきましては、以下の通りです。

今後ともサービスの充実に努めて参りますので、変わらぬお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引の信連窓口までお問い合わせください。

【貯蓄貯金 30 万円 I 型】

変 更 前
【商品名の変更】 貯蓄貯金 30 万円 I 型
【適用利率の変更】 適用利率は、口座残高による金額階層別（30 万円以上 100 万円未満・100 万円以上）に適用されます。 口座残高が 30 万円未満の場合は、ペナルティ利率として普通貯金利率が適用されます。

【貯蓄貯金 10 万円 II 型】

変 更 前
【商品名の変更】 貯蓄貯金 10 万円 II 型
【適用利率の変更】 基準利率は口座残高による金額階層別（10 万円以上 100 万円未満・100 万円以上）に適用されます。 口座残高が 10 万円未満の場合は、ペナルティ利率として普通貯金利率が適用されます。



変 更 後
貯蓄貯金一般口
5 段階の金額階層別に適用金利を設定し、預入れ残高に応じて金利を適用します。 「1 円以上 10 万円未満」 「10 万円以上 30 万円未満」 「30 万円以上 100 万円未満」 「100 万円以上 300 万円未満」 「300 万円以上」